ビルの省エネ改修促すグリーンリース

テナントが喜び、オーナーも得をする

都市部の大規模オフィスピルを 投資対象とするグローバル・ワン 不動産投資法人(東京・千代田区) は、保有するピルの一部照明設備 の更新にグリーンリースを導入し た。グリーンリースとは、建物の 環境対策をピルオーナーとテナン トが協力して進めるための賃貸借 上のルールのこと。REIT(不動 産投資信託)の投資法人がグリー ンリースを導入するのは初めてだ。

この取り組みではビルオーナーが改修費を負担。省エネによる電気料金削減額の範囲内で、テナントが省エネ設備使用料として「グリーンリースフィー」を支払う。企業向けに省エネコンサルティングサービスを提供するエナジーセーブが効果検証などを担当する。

英米豪など海外で普及している グリーンリースだが、日本での導 入事例は少ない。賃貸ビルの省エ ネ改修は、建物の価値を高め、テ ナントの満足度を向上させる効果 が見込める。しかし、電気料金削 減という見返りの多くがテナント のメリットになるため、ビルオー ナーの設備投資意欲に結びつかな い面がある。テナントが省エネ改 修投資費用の一部を負担すれば、 ビルオーナーの負担は減り、省エ ネ改修が促されるというわけだ。

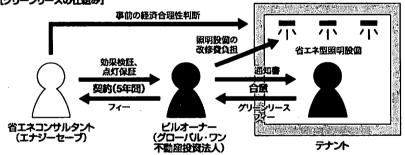
2012年2月、東京都の「低炭素 ビルへの環境投資等に関する検討 会」がテナント企業を対象に実施 したアンケート調査では、回答者 の約3割が、省エネ改修による専用 部の光熱費削減分をオーナーに還 元してもよいと答えている。

投資額は4年半で回収

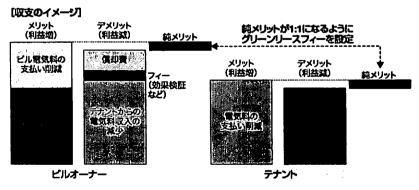
今回のケースでは、テナント専 用部約3フロア、1000坪ほどの範 囲の省エネ型照明設備を対象にグリーンリースを導入し、旧式の蛍光灯設備を高周波点灯型(Hf)蛍光灯設備に交換した。2012年3月に工事を終え、4月から運用を開始。計画通りに節電できることを確認している。

ビル名やテナント名、金額の詳細は明らかにしていないが、1000万円以上の設備投資を行い、ビルオーナーとテナントがそれぞれ年間数十万円の電気代を削減できる

図1 グローバル・ワン不動産投資法人の取り組み 「グリーンリースの仕組み」



(注) 取材を斟に日経不動産マーケット情報が作成



(注) グローバル・ワン不動産投資法人の資料を基に日経不動産マーケット情報が作成

という。設備投資額は、グリーン リースフィー収入によって4年半ほ どで回収できる見通しだ。

仕組みは図1の通りだ。ビルオーナーとテナントの純メリット額が1:1になるように、グリーンリースフィーを設定した。導入に際して、グローバル・ワン不動産投資法人とエナジーセーブがサービス提供に関する5年間の契約を結んだ。期間中、エナジーセーブは省エネの効果を検証し、電気使用量削減証明書を発行する。照明の点灯保証も契約に盛り込んでいる。

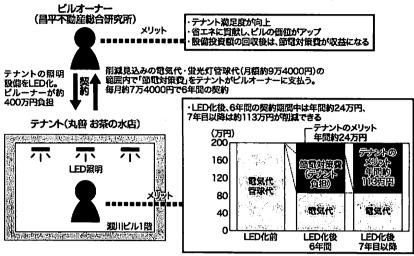
ビルオーナーとテナントは、グリーンリースに関する契約を結んでいない。代わりに、グリーンリースフィーを受け取る権利を明らかにする目的で、ビルオーナーがテナントに通知費を発行した。

電気料金値上げでメリット拡大

テナントの所有物である照明設備の省エネ改修費をビルオーナーが負担し、電気料金削減額の範囲内でテナントが費用を負担するケースもある。千代田区神田駿河台の瀬川ビルに入居する丸善お茶の水店は、2011年8月、書籍フロアの蛍光灯照明を省電力・高寿命のLEDに換え、電気代や管球代の大幅な削減に成功した。

提案したのはビルオーナーの昌 平不動産総合研究所だ。LED化に 必要な初期費用約400万円を負担。 テナントの丸善は節電対策費とい

図2 昌平不動産総合研究所(瀬川ビル)の取り組み



(注)取材を基に日経不動産マーケット情報が作成

う名目で月額7万4000円を6年間の 契約期間中、ビルオーナーに支払 う。この費用は、LED化によるコスト削減の範囲内で設定した。ビルオーナーは4年半ほどで初期費用を回収できる。金利などの諸費用の負担を含めても、多少の利益が得られる見通しだ(図2)。

丸善お茶の水店では、契約期間中のLED化によるコスト削減額が年に24万円になる。契約期間終了後の7年目以降は年間113万円のメリットになる計算だ。こうしたメリットは、電気料金の値上げが実施された場合、さらに拡大する。

省エネ効果の事前検証不可

ビルオーナーとテナントの双方 にメリットをもたらすグリーンリー スだが、どんなビルでも導入でき るわけではない。そもそも、ビル オーナーに意志がなければ始まら ない。テナントの合意が前提にな るので、省エネに前向きなテナントがいることが条件になる。計画 期間中にテナントが退去した場合 はビルオーナーの収入がなくなる から、テナントが一定期間、退去 しない見通しも必要だ。

省エネ効果の有無を正確に予測する事前検証も不可欠だ。グローバル・ワン不動産投資法人のケースでは、エナジーセーブが第三者として導入可否の検証や設備計画の立案、テナントへの説明などの役割を担った。条件次第だが、設備投資額をビルオーナーが負担せず、ファンドのしくみを用いて資金調達することも可能だ。

電気料金値上げは収益の重荷になる。ビルーナーやテナントの「エネルギーコストを削減したい」という思いは今後ますます強くなるだろう。グリーンリースが普及する条件は既に整っている。

(菅 健彦=建設局編集委員)